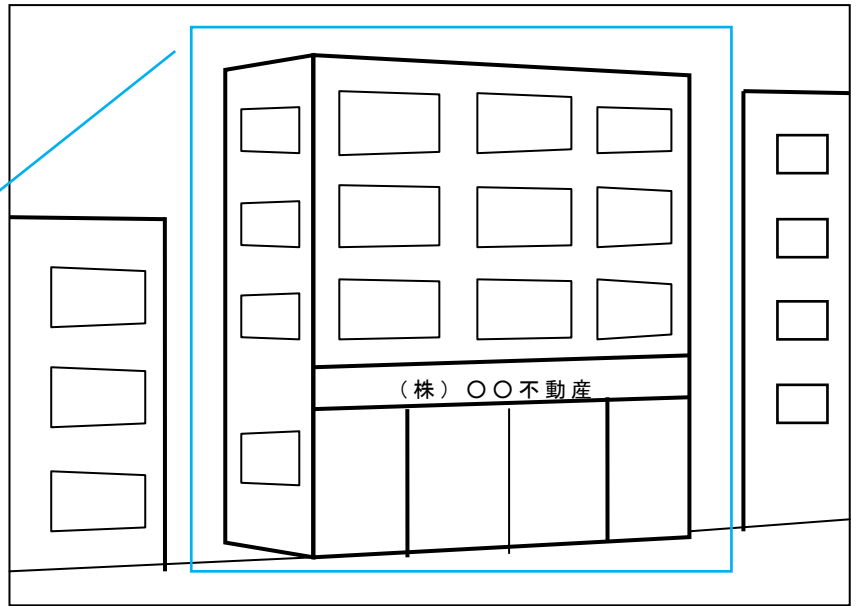


写真撮影方法

建物全体

良い例

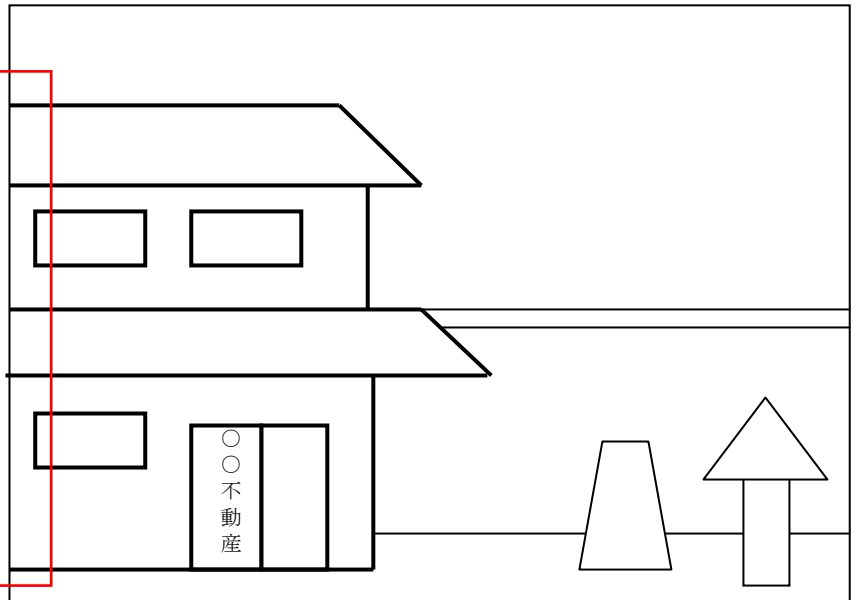
建物全体が、「地面から空まで」、
「上下左右切れなく」入っている



悪い例 1

建物が途中で切れている
→建物全体を写真内に収める
こと

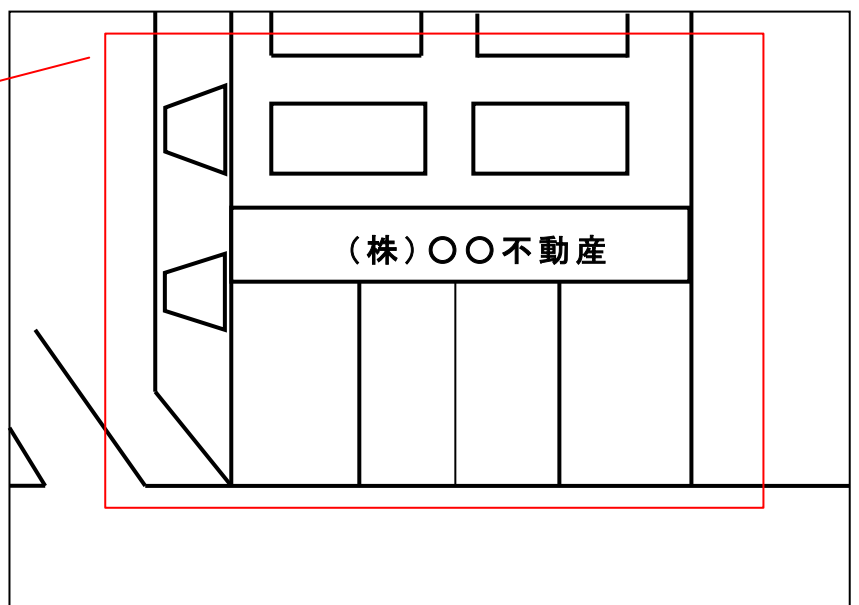
どうしても一枚に収まりきら
ない場合、写真を2枚以上を
利用して全体を撮影する



悪い例 2

事務所の部分しか写していない
(または建物が途中で切れている)
→建物が高い場合も、上まで全部
入った写真が必要

どうしても一枚に収まりきらな
い場合、写真を2枚以上利用し
て全体を撮影する



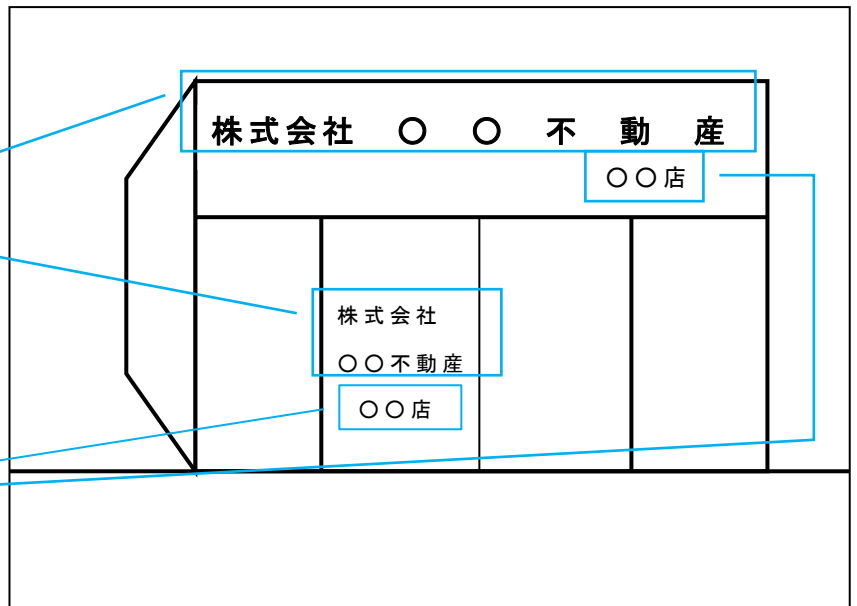
建 物 入 口

例 1 （一般的な事務所）

入口に「正式な商号」（株式会社等が入った商業登記簿と同じもの）が表示されていることが分かる写真が必要

株式会社等の省略不可

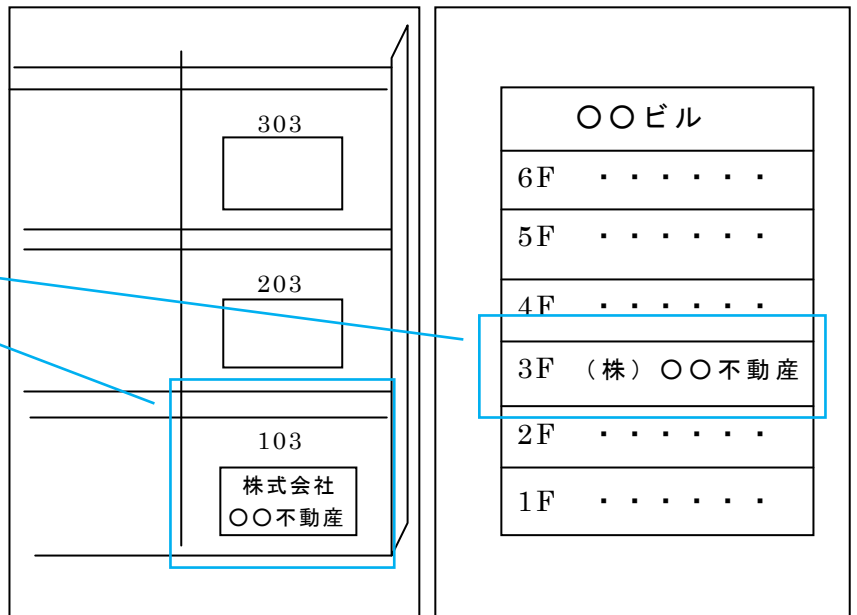
従たる事務所の場合、届け出た従たる事務所の名称の表示が必要



例 2 （テナント等）

集合住宅や、ビルのテナント等の一室を事務所として使用している場合、集合ポストの写真か、テナント表等の、事務所が何階にあるか分かる写真が必要

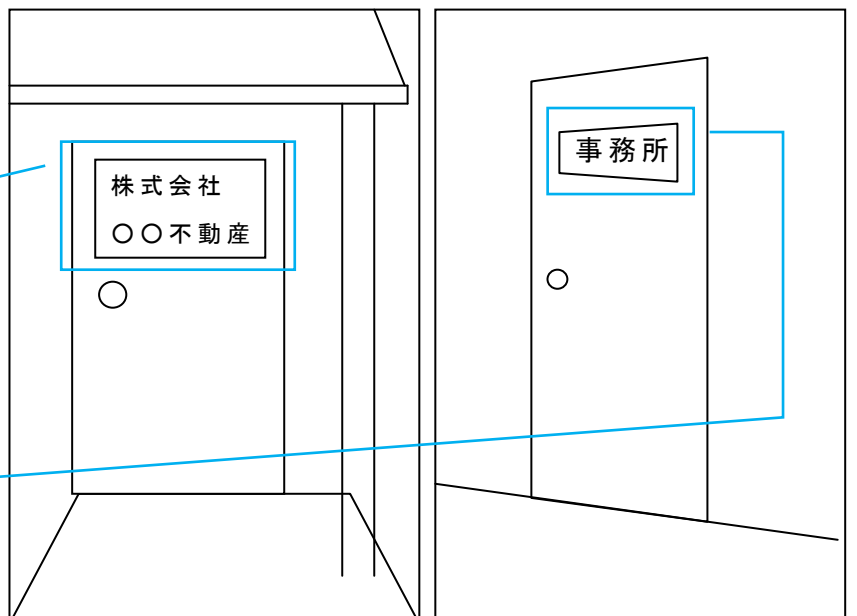
この場合、事務所の入口にも、良い例 1 と同様に、正式な商号が記載された写真が必要



例 3 （自宅の一室）

自宅の一室を事務所として使用する場合や、建物の内部の一部を事務所として使用する場合、まず、建物入口に正式商号を掲げた写真が必要

また、内部の一室の事務所入口に、「正式商号」か、「事務所」を表示した写真が必要

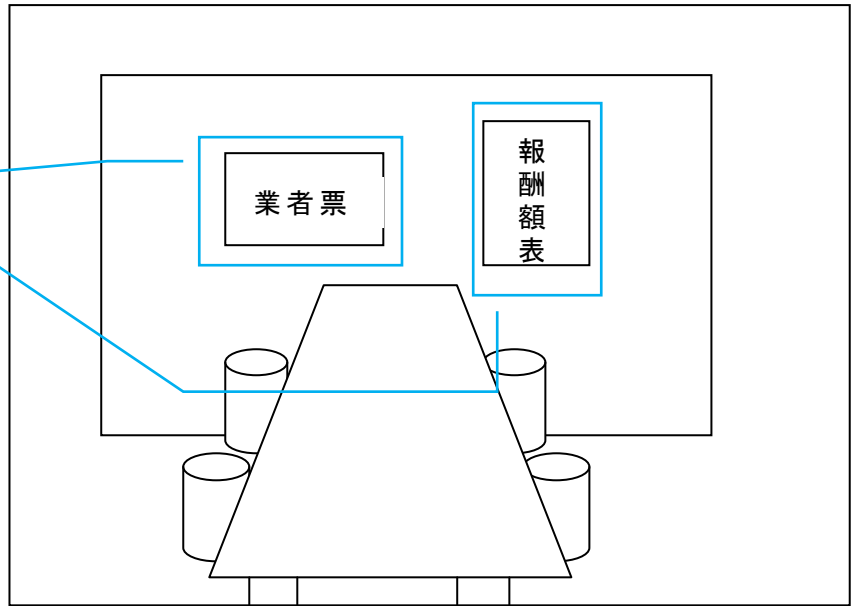


業者票・報酬額表

例 1

業者票と報酬額表を、応接部などのお客様の目に触れる場所に掲げていることが分かる写真

報酬額表、業者票ともに最新のもの
を添付すること



例 2（業者票のアップ）

上の写真で業者票の文字が読めない場合、業者票のアップの写真を貼付する必要があります

「取引主任者」から、「宅地建物取引士」に変更されていることに注意（シール等で変更してから提出してください）

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 知事 () 第 号
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
	この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の氏名
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

例 3（報酬額表）

必ず新しい報酬額表を貼付すること（平成29年改正のもの。古い場合は写真撮り直しとなります。）

上の写真で文字が読めない場合、**最終改正の部分のアップの写真を貼付する。**（施行期日でも可）

として受けることができる報酬の額
（昭和四十五年十月二十三日建設省告示第五百五十二号）
最終改正 平成二十九年十二月八日国土交通省告示第五百五十五号

消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第
るべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課税

この告示は、平成九年四月一日から施行する。
附則（平成十六年二月十八日国土交通省告示第百号）
この告示は、平成十六年四月一日から施行する。
附則（平成二十六年二月二十八日国土交通省告示第百
（施行期日）
1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な
の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第
第二十九条に規定する税率によることとされる消費税
換又は貸借の代理又は媒介に関して宅地建物取業者
お従前の例による。
附則（平成二十九年十二月八日国土交通省告示第千
この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

建 物 内 部

事務所の内部すべてが把握できるように撮影してください

どんなに狭い事務所でも、**事務机、応接部、電話**の写真は必要です（電話は事務机上に写っていれば可）

写真は**何枚撮影しても可**です
多めに撮影してください

台紙は**何枚でもコピーして使う**ことができます

